

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区梅田四丁目 2 9 番 5 号

氏 名 株式会社田仲商店
代表取締役 田仲 貞一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5 年 5 月 2 6 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 5 月 2 5 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH 2. 0 以下のもの。）

③ 廃アルカリ（pH 1 2. 5 以上のもの。）

④ 感染性産業廃棄物

⑤ 特定有害産業廃棄物

ア. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

(以上 5 種類)

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH 2. 0 以下のもの。）

③ 廃アルカリ（pH 1 2. 5 以上のもの。）

(以上 3 種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区梅田四丁目 2 9 番 5 号 積替え保管面積：58. 32m² 最大保管高さ 0. 8m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	ペール缶 20 個	0. 4 m ³
廃酸	ポリタンク 10 個	0. 2 m ³
廃アルカリ	ポリタンク 10 個	0. 2 m ³
	保管量合計	0. 8 m ³

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 9 時から 1 6 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 1 5 年 5 月 2 6 日 新規許可

令和 5 年 5 月 2 6 日 更新許可 第 4 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-60-021304号

別表 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シスー一・二・ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
廃棄物名																											
燃え殻		—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
廃油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
鉍さい		○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ばいじん		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定下水汚泥		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)